

議案第 5 号

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

令和 8 年 3 月 4 日提出

熊取町長 藤原 敏司

提案理由

公益的法人等に派遣することができる再任用職員の規定について、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）の改正に伴い、定年前再任用及び暫定再任用にかかる規定が整備されたことにより、所要の改正を行うため、この条例案を提出するものです。

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成15年条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は地方公務員法改正法附則第4条から第7条まで</u>の規定により採用される職員を除く。）</p> <p>(2) から (6) まで (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項</u>の規定により採用される職員を除く。）</p> <p>(2) から (6) まで (略)</p> <p>3 (略)</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。